

西尾市議会議長 様

議席番号 29 番

西尾市議会議員 鈴木 規子 印

| | |
|------------------|----|
| 令和 6 年 11 月 19 日 | 番号 |
| A・P 時 分受領 | |

一 般 質 問 通 告 書

| | |
|------------------|--|
| 議 題 1 | 物品購入（什器等）の一般競争入札における問題点 |
| 要 旨 | 1) 令和5年度の物品購入（什器等）の一部についての一般競争入札結果を調べたところ、19件のうち「1社見積」が14件を占めている。価格に競争性を持たせるためには、最低でも2社以上の見積徴取を基本とすべきと思うがどうか。 |
| | 2) 9月議会における文化会館の什器購入の時は、地域要件を岡崎、安城等の近隣市まで広げたが、見積徴取は市内業者1社だけだった。地域要件を拡大した場合はその範囲内の他市業者からも見積を取って、応札を促す手立てとすべきではないか。 |
| | 3) 小中学校の机や椅子、折りたたみ椅子など一般的な備品の仕様については製造企業までも限定する必要はないと思うがどうか。応札に参入する業者を狭めることにならないのではないか。 |
| | 4) 19件のうち、応札が1社だけだったものは11件あり、2社以上の応札があったのは7件にとどまっている。PFI契約でも学習した通り、2社以上の応札がない場合は入札をやり直すべきと思うがどうか。 |
| | 5) 見積者は、当然ながら落札に有利な立場にある。19件のうち見積者の落札が13件にも及んでいるのは問題ではないのか。しかも、見積者自身が1社応札で落札した案件は8件ある。これは極めて問題だと思うがどうか。 |
| | 6) これほどに契約に問題がある。内容・状況等の精査も必要と考える。その意味で契約検査課を再設置すべきではないか。 |
| | 7) 9月議会における文化会館の什器備品類の契約では、納入期限に間に合わなくなるとして性急に議決を求める事態があった。しかし、事情を確認すると、契約までには1年以上も十分な時間的余裕があったことが判明した。これは市長の怠慢ではないのか。 |
| 議 題 2 | 本庁及び外部施設におけるコピー機の賃貸借契約について |
| 要 旨 | 1) 本庁内のコピー機の賃貸借契約について |
| 答 弁 を 求 め る 者 | 市長、代表監査委員 |
| (次ページあり) | |

一 般 質 問 通 告 書

| | | |
|---------------|---|---|
| | <p>契約行為は原則、入札とされている中、本庁舎内における多数のコピー機について ア は、平成26年度から令和6年度まで単年度毎の随意契約を続けているが、特段の理由があるのか。</p> | |
| | <p>平成26年から令和2年までの随意契約の理由は地方自治法施行令167条の2第1項第2号だったが、特に条件は変わっていないが課内の協議で令和3年から同条第1項第7号に代えたときく。どのような理由によるものか。</p> | |
| | <p>コピー機の台数は平成26年当時は22台、令和6年も14台と数が多い。単年度契約ではなく5年程度のリース契約で一般競争入札とすれば安価になると思うがどうか。検討はしないのか。単年度契約を続ける理由は何か。</p> | |
| | <p>要旨 2) 外部施設のコピー機の賃貸借契約について</p> | |
| | <p>ア 消防本部、教育委員会、図書館などでは、5年間のリース契約で指名競争入札を実施しているが、一般的に指名競争入札は業者選定が不透明で客観性が欠けるおそれを指摘されている。一般競争入札としない理由は何か。</p> | |
| 発言の要旨 | 議題3 | 児童クラブ民間委託の契約状況について |
| | 要旨 1) | 公募プロポーザルによって優先交渉権者が決定されたが、その後、契約は締結したのか。 |
| | | 2) エリアマネージャーなど民間業者の管理部門の人員配置はどのようなか。 |
| | | 3) 支援員の労務環境は改善されるとのことだったが、シフト管理については紙媒体ではなく電子媒体のアプリケーションが用意されるのか。 |
| | | 4) 保護者との連絡ツールとしての「すぐーる」の使用は継続されるのか。 |
| | | 5) 保護者からの意見や苦情は、市が対応するのか。 |
| 答 弁 を 求める者 | 市長、教育長、代表監査委員 | |

上記のとおり通告します。

~~（次ページあり）~~